

環境配慮型設備投資の緊急支援事業 <予備費4.29億円>

3年間で3%（又は5年間で5%）CO2を削減する誓約をした企業の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資（環境対策に積極的に取り組む企業を評価し、評価結果に応じて利率を決定する融資）を行う金融機関に対して利子補給を3年間行う。



金融機関等が環境格付融資を実施することで企業の環境配慮型経営を促進。環境金融の拡大。平成24～25年度の設備投資を促進。

制度のイメージ

融資先の条件	3年間で3%（又は5年間で5%）CO2排出削減（排出量又は原単位）の誓約をした事業者。なお、誓約は事業者単位でも事業所単位でも可。誓約未達成時は補給金を返還。
利子補給の対象	上記誓約を行った企業による、工場の省エネ改修、省エネ型の製造機器の導入などの地球温暖化対策に資する設備投資のための、金融機関からの借入れに係る利子。平成24～25年度の設備投資に限る。
利子補給率	上記借入れの【借入金利×2/3】%（1%上限）の利子補給を3年間行う。
対象となる融資（借入れ）	地球温暖化対策に係る環境格付融資を実施する金融機関が行う融資に限る。

※3年分の利子補給額を基金に一括交付

